

令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 飾東福祉会(法人番号6140005013416)

監査実施日 令和7年7月4日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 法改正以降、継続して指摘しているが、理事長の専決範囲を定めたものを作成していない。理事長専決を行う場合は、定款施行細則等（理事の職務の執行等に関する規程）において理事長の専決事項の範囲を定める必要があるため、理事会に諮った上で早急に作成し、提出すること。	改善予定
2 令和2年12月14日に基本設計の業務委託契約を締結しているが、本契約の締結に当たり、理事会での決議や法人の経理規程に定められた手続を行われていなかった。別途指導に従い、報告を行うこと。	改善予定
3 令和6年12月24日に理事会を開催しているが、実地監査時点において議事録の作成及び保管が確認できず、法人に確認したが存在が確認できなかつた。 理事会を開催した際は、法令の定めるところにより、会議の議事に係る議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くこと。 また写しを提出すること。	改善済
4 法人が契約に基づき事業者へ支払っているスイミング代及び利用者から徴収しているスイミング代に係る特定負担額（上乗せ徴収）について、簿外で管理していた。簿外での処理は、経理処理として不適切であるため、その収支について施設会計に計上し、管理すること。	改善済
5 理事長が別法人の理事会に出席するためのタクシー費用を法人の会計から支出していた。法人の事業に關係のない支出を行うことは、資金使途制限に違反し、また理事長に対する特別の利益供与となり得るものであるため、戻入すること。また、その他法人の事業に關係のない支出がなかった過去の分も精査の上、理事会で審議すること。	改善済

令和7年12月25日現在